

観光立国関連政府決定事項等（抜粋）

観光立国推進基本計画（H24. 3. 30閣議決定）

○ 出入国手続の迅速化・円滑化

観光立国の推進に資するため、空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。

具体的には、事前旅客情報システム（A P I S）の効果的な活用や、入国審査の際、不審な旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」などを実施する。また、バイオメトリクス情報取得機器操作や出入国カード記載の案内を行うこと等により、審査待ち時間の短縮に取り組む。

（後略）

観光立国実現に向けたアクション・プログラム（H25. 6. 11観光立国推進閣僚会議）

2. ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進

(1)ビザ要件の緩和

○ 2013年に訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、さらに、2000万人の高みを目指すとの目標を掲げ、世界最先端の観光立国を実現するため、まずは、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。

また、一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討する。

3. 外国人旅行者の受入の改善

<出入国手続の改善>

(1)出入国手続の迅速化・円滑化

○ クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、可能な航路の大型クルーズ船について、海外臨船審査の実施並びに自治体及び港湾管理者の協力等による新たな方策を検討する。

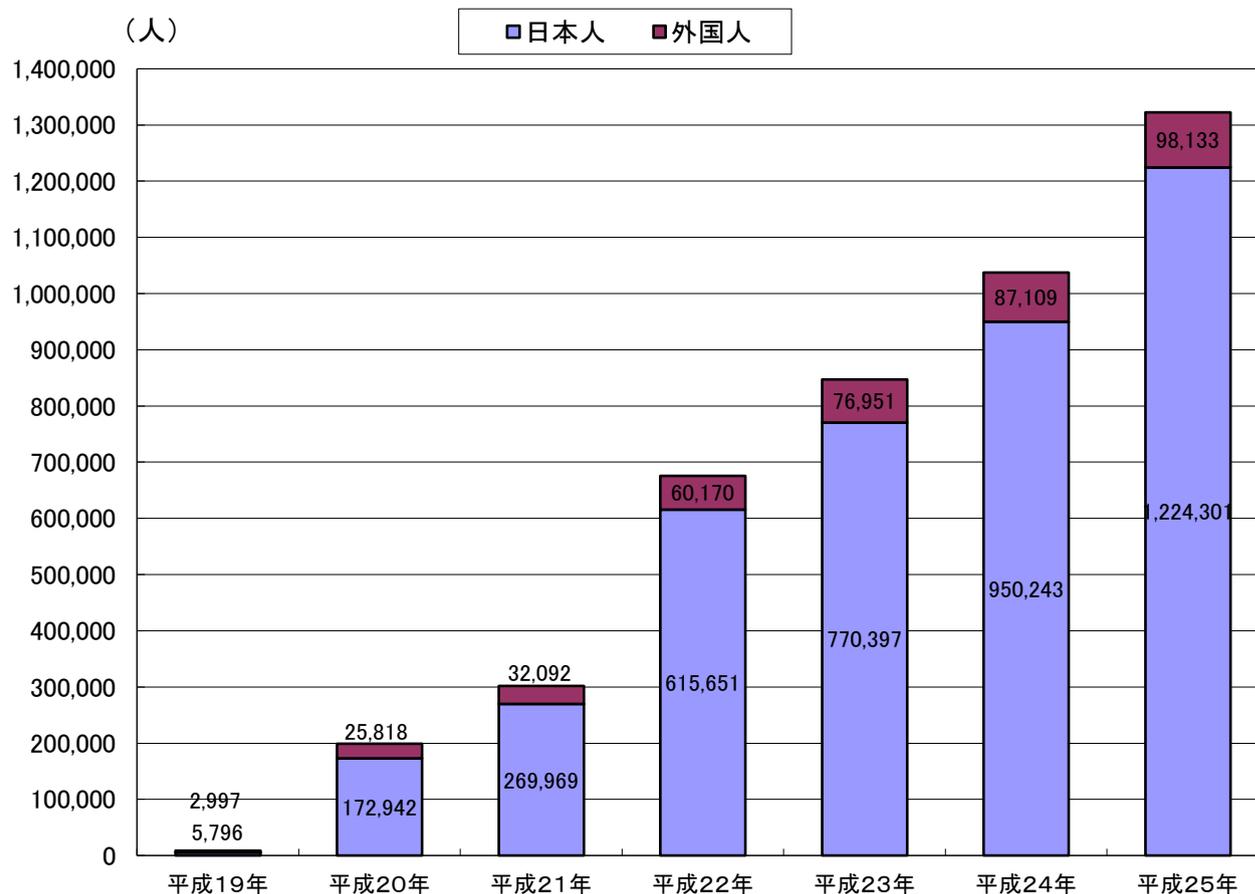
○ 国際会議等の参加者やVIPなどの空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されることを前提に、その適切な運用方法について検討した上で、これらの者を対象としたファーストレーンの設置の実現を目指す。

○ 空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

○ 新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討する。

○ 出入(帰)国審査の迅速化のため、自治体や民間の協力を得る方策について検討した上、実現し得る方策については、可能な地域から順次実施する。

自動化ゲート利用者数(年別)



	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
利用者数	8,793	198,760	302,061	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434
日本人	5,796	172,942	269,969	615,651	770,397	950,243	1,224,301
構成比	65.9%	87.0%	89.4%	91.1%	90.9%	91.6%	92.6%
外国人	2,997	25,818	32,092	60,170	76,951	87,109	98,133
構成比	34.1%	13.0%	10.6%	8.9%	9.1%	8.4%	7.4%

※自動化ゲートは平成19年11月20日から運用を開始している。

自動化ゲート配備状況

(単位:台)

	上 陸	出 国	小 計
成田空港	16	10	26
関西空港	2	2	4
中部空港	1	1	2
羽田空港	4	4	8
合 計	23	17	40

「信頼できる渡航者」に係る出入国手続の円滑化

○ 日本人及び我が国が留資格を有する外国人（再入国許可を有する者に限る。）については、所定の登録手続（指紋情報の提供等が必要）をすれば、入国審査官から証印を受けるとなく自動化ゲートを通して出入国することができることとし、その出入国手続の簡素化・迅速化を図っているところ（平成19年11月施行）。

○ 観光立国実現に向けたアクション・プログラムにおいて「空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進する」ことが求められている（平成25年6月観光立国推進閣僚会議）

頻繁に来日する外国人のうち出入国管理上のリスクが低い者（信頼できる渡航者：トラスティド・トラベラー）を自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築し、これらの者の出入国手続の迅速化を図る。

新たな自動化ゲートの対象者（信頼できる渡航者） ※

※ 所定の登録手続（指紋情報の提供等が必要）をとる必要あり

- ① 「短期滞在」の活動を行おうとする者であること
- ② 我が国への渡航歴が一年以上あること
- ③ 過去に入管法違反履歴がないこと
- ④ その他法務省令で定める要件に該当する者であること（注）

（注）省令上の要件として、商用目的であること、査免国のうち一定の範囲の国の国籍を有すること、一定の範囲の企業に所属し、当該企業に一定年数以上在籍していること等を規定する予定 【第9条関係】

証印に代わる措置

- ・ 新たな自動化ゲートの対象者には、登録時にカードを交付 【第9条の2関係】
- ・ 出入国手続時に自動化ゲートにカードを挿入すると、カード上に上陸許可日、在留期限等が印字 【第9条関係】
- ・ カード発行に当たって諸経費を手数料として徴収 【第67条の2関係】

経緯

目的

改正内容

今後の運用

自動化ゲートの利用が促進されるよう、在外公館等による外国企業への周知も含めた積極的な広報に努めるとともに、機器の整備が必要